#### 植物品種等海外流出防止対策強化事業実施要領

制定 令和2年1月31日元食産第4467号 農林水産省食料産業局長通知

#### 第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱(平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表1の事業の種類の欄の3の(1)の植物品種等海外流出防止対策強化事業(以下「本事業」という。)の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱(平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

### 第2 事業実施主体

事業実施主体は、植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムとする。

#### 第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。なお、特段の定めがない経費の補助率は定額とする。

### 1 海外出願促進対策

新品種の開発後、国際条約では4年あるいは6年以内に限り品種登録出願が認められているが、この期間内に海外で出願を行っても、出願前に流出した種苗に育成者権が及ばないことから、当該国で無断栽培が拡大する可能性がある。

このため、我が国で開発された優良な植物新品種について、早期に海外への品種登録を進めるため、次に掲げる(1)から(3)までに従い、支援対象事案を選定する。

(1) 海外における我が国品種の育成者権を確保するため、海外への品種登録出願に係る支援の対象とする品種について、当該品種の育成者権者から公募する。

支援対象品種は、農林水産業の輸出力強化戦略(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、輸出戦略上重要な品目として位置づけられた品目(果樹類、いちご等)の品種を原則とし、申請に当たっては、輸出先国やその他必要事項を記載することとする。

なお、「GFP グローバル産地計画の承認規程(平成 31 年 2 月 1 日付け 30 食産第 4260 号農林水産省食料産業局長通知)」に基づき食料産業局長による承認を受けた GFP グローバル産地計画に記載のある品種(以下「グローバル産地と連携した品種」という。)については、当該出願品種にかかる今後の輸出計画を策定し記載するとともに、グローバル産地と連携した品種以外についても、当該出願品種で輸出に取り組もうとする産地の状況を集約し、その見込みについて記載することとする。

(2) 有識者等で構成される選定委員会を開催し、我が国農産物の輸出力強化に資する優先度を勘案した上で、以下の要件を満たすものを支援対象として選定する。

なお、グローバル産地と連携した品種については、予算の範囲内で優先的に採択するもの

とする。

- ① 我が国において育成され、品種登録出願されたものであること。
- ② 出願先国の植物品種保護制度において保護対象となる品種であり、かつ、出願先国が規定する未譲渡性等の出願要件を満たしていること。
- ③ 海外において当該品種の品種登録を行うことが我が国農産物の輸出力の強化につながるものであること。
- (3) 海外への品種登録や通関手続に精通した専門知識を有する者等と契約(支援対象となる 品種の育成者権者が別に選定した場合を含む。)し、その契約者又は当該育成者権者が海 外への品種登録に関する手続等を行う際に必要となる経費のうち、我が国農産物の輸出力 強化のため重要な品種の場合は定額、それ以外は1/2以内を補助金として交付する。

#### (補助対象経費)

国内経費:出願申請書作成費、翻訳費、補正資料作成経費、種苗輸送経費、通関経費、通信運搬費、代理人経費、その他の出願に付帯する費用

国外経費:出願申請費、種苗提出経費、通関経費、審査費、登録費、補正資料提出経費、栽培試験費、翻訳費、通信運搬費、代理人経費、その他の出願に付帯する費用

## 2 海外育成者権侵害対策

我が国で育成された品種の海外における育成者権の侵害及びその疑義事案等に早期に対応 するため、次に掲げる(1)から(3)までに従い、支援対象事案を選定する。

- (1) 支援対象とする育成者権の侵害及び疑義又は侵害警告等について、育成者権者等侵害案件当事者から公募する。
- (2) 有識者等で構成される選定委員会を開催し、我が国農産物の輸出力強化に資する優先度を勘案した上で支援対象を選定する。
- (3) 海外において侵害案件当事者が行う権利侵害の事実を証明するために必要な調査や栽培 差止め、警告等の権利行使等に要した費用、侵害警告を受けた者が行う権利侵害に関する 調査や差止請求などに要した経費の 2/3 以内を補助金として交付する。

## (補助対象経費)

謝金、旅費、事務費(消耗品費、印刷費、翻訳費、通訳費、資料作成費等)、係争支援費、鑑定等の調査費、弁護士等費用(弁護士、弁理士等の専門家に業務を依頼する際に要する経費)

#### 第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和元年度とする。

### 第5 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らして適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 本事業を効果的に実施するための知的財産等に関する知見を有していること。

### 第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式1により事業実施計画を作成 し、食料産業局長に承認申請するものとする。

ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3の1及び2の項目に係る追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の3の(1) の植物品種等海外流出防止対策強化事業の項の重要な変更の 欄に掲げる変更
- 3 事業の着手
- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、食料産業局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した植物品種等海外流出防止対策強化事業に関する交付決定前着手届(別記様式2)を食料産業局長に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。 また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、補助金交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

## 第7 事業の実施

1 植物品種等海外流出防止対策強化事業実施規程の作成

事業実施主体は事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について次に掲げる事項を記載した植物品種等海外流出防止対策強化事業実施規程(以下「実施規程」という。)を作成し、別記様式3により食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告の手続
- (3) 交付決定及び補助金の額の確定等の手続
- (4) 申請の取下げの手続
- (5) 事業実施計画の(変更) 承認等の手続
- (6) 補助金の支払の手続
- (7) 交付決定の取消し等の手続
- (8) 事業実施主体による調査
- (9) 個人情報保護等に係る対応

### (10) その他必要な事項

#### 2 事業の実施に関する事項

## (1) 事業計画の作成及び報告手続

事業実施主体は、実施規程に定める事業実施計画を間接補助事業者である事業実施団体等 (以下「事業実施団体等」という。)に作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。 第3の1の事業の事業実施計画には、出願品種名、出願先国・地域及び国内代理人(定まっている場合)を、第3の2の事業の事業実施計画には、対象品種、侵害内容、対応方針及び 支援範囲を明記することとする。

また、事業実施主体は、提出された事業実施計画を取りまとめ、予算の範囲内で見込まれる採択計画を明示した上で別記様式4により事業実施団体等への採択通知に先立ち食料産業局長に報告するものとする。

#### (2) 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、事業実施計画の承認後、事業実施団体等に交付申請書を提出させ、交付 決定を行うものとする。

また、事業完了後に検査を行い、補助金の額を確定し、確定に基づき支払を行うものとする。

### (3) 事業の進捗状況管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、事業実施団体等に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

## 第8 事業実施状況等の報告及び指導

# 1 事業実施状況の報告

食料産業局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施主体に事業実施 状況の報告を求めることができるものとする。

#### 2 指道

食料産業局長は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果 目標に対する達成状況が不十分と判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行 う等の必要な措置を講じるものとする。

#### 第9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第 12 に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、交付要綱別記様式第 5 号の補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副 2 部を交付決定者(交付要綱第 3 の 2 に規定する交付決定者をいう。)に提出するものとする。

ただし、交付要綱第 12 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式 第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

#### 第10 その他

#### 1 助成対象

事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

# 2 事業実施主体の事業遂行

事業実施主体は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附則

- 1 この要領は、令和2年1月31日から施行する。
- 2 植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施要領(平成 31 年 2 月 7 日付け 30 食産第 4438 号農林水産省食料産業局長通知)は廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1 (第6の1及び2関係)

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所在地 団体名 代表者の役職及び氏名 印

令和 年度植物品種等海外流出防止対策強化事業実施計画の(変更、中止、廃止の承認)申請書

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱(平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

※ 注1 関係書類として、別添1及び参考書類を添付すること。

なお、別添1中「事業の目的」とあるのは、変更申請の場合は「変更の理由」と、中 止又は廃止申請の場合は「中止(又は廃止)の理由」とし、いずれの場合もその理由に ついて記載すること。

注2 変更又は中止若しくは廃止の承認申請の場合は、「第5の1」を「第5の2」とし、事業 実施計画の承認通知があった内容等と容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書き とし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。

ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては記入を省略できる。

注3 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和 年度植物品種等海外流出防止対策強化事業実施結果報告書」とし、関係書類には、実績を記載すること。

なお、別添1中「事業実施計画書」とあるのは、「事業実施報告書」、「計画」とあるのは「実績」とすること。

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所在地 団体名 代表者の役職及び氏名 印

植物品種等海外流出防止対策強化事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、 異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

総事業費	着手予定	完了予定	理由
	年月日	年月日	
円			
		年月日	年月日年月日

別記様式3 (第7の1関係)

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所在地 団体名 代表者の役職及び氏名 印

令和 年度植物品種等海外流出防止対策強化事業実施規程の(変更)承認申請について

植物品種等海外流出防止対策強化事業実施要領(令和2年1月31日付け元食産第4467号農林水産省食料産業局長通知)第7の1の規定に基づき、植物品種等海外流出防止対策強化事業実施規程の承認(変更)を申請する。

注:関係書類として、植物品種等海外流出防止対策強化事業 実施規程を添付すること。 別記様式4 (第7の2関係)

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所在地 団体名 代表者の役職及び氏名 印

令和 年度植物品種等海外流出防止対策強化事業実施計画の報告について

植物品種等海外流出防止対策強化事業実施要領(令和2年1月31日付け元食産第4467号農林水産省食料産業局長通知)第7の2の規定に基づき、別添のとおり報告する。

注:関係書類として、別添2を添付すること。

# 植物品種等海外流出防止対策強化事業実施計画書

# 1 事業実施体制

1 事業実施体制	
総括担当者名	※本事業の総括者を記載すること。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載すること。
※本事業における組	織体制の概要を図等で示すこと。
また、どういう関	係・役割なのか分かるように示すこと。
2 事業目的	
3 実施内容	11. Artis
(1)海外出願促進文	
ア:実施内容(支援目	標数等)
イ:実施方法(公募方	法、管理・運営方法、選定委員会メンバー、選定基準等)
ウ:年間スケジュール	
(2)海外育成者権侵	是害対策
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
ウ:年間スケジュール	
7 · TIBD · 7 · C · 7 ·	
· +*	
4 事業の成果目標	
5 事業成果・効果ℓ	O検証方法
,	

# 6 総括表

事業内容及び	事業費	負担	備考	
経費の配分		国庫補助金	事業実施主体	
1 海外出願促 進対策費	千円	千円	千円	
(1) 我が国農 産物の輸出力 強化のため重 要な品種の海 外への品種登 録出願に係る 経費				
(2)以外の海 外への品種登 録出願に係る 経費				
2 海外育成者 権侵害対策に 係る経費				
計				

<sup>(</sup>注)事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表1の経費の欄の区分により記入すること。

# 別添 2

# 1 海外出願促進対策

支援対象者名	植物種類名	品種名	出願	登録	出願先	国内代理	採択の
	(和名)		番号	番号	国・地	人名	可否
					域		

# 2 海外育成者権侵害対策

支援対象者名	植物種類名	品種名	出願	登録	侵害内容、対応方	採択の
	(和名)		番号	番号	針、支援範囲等	可否